

日光労働基準監督署管内・建設業で

# 死亡労災多発！

栃木県内・建設業において令和5年以降発生した死亡災害8件のうち4件が日光労働基準監督署管内で発生しています。

- 何よりも安全第一であることを、経営者、管理者、作業者、発注者、それぞれが今一度決意してください。
- 現場の設備、機械、環境、作業手順、周知教育が安全第一なものとなっているか確認し、維持できるようにしてください。
- 作業が安全第一に行われるよう声を掛け合ってください。



**あわてず！  
あせらず！  
あなどらず！**

**栃木労働局  
日光労働基準監督署**

ウェブサイト：

栃木労働局 HP > 労働基準監督署 > 日光労働基準監督署からのお知らせ

(2025.7.3)

## 令和5年1月～令和7年6月 栃木県内建設業における死亡労働災害発生状況

番号	発生月	事故の型	業種	災害の概要
	時間帯	起因物	事業場規模	
1	令和5年6月	墜落・転落	土木工事業	被災者は、地山の開口部端から、2.5メートル下の掘削床に転落し重体となり入院していたところ、約8か月後に合併症等により、死亡したものの。【日光監督署管内】
	15時～16時	開口部	1～10人	
2	令和5年11月	転倒	土木工事業	被災者は、削孔機を操作して移動中、削孔機が横転し、下敷きとなり、死亡したものの。【日光監督署管内】
	10時～11時	建設機械	1～10人	
3	令和6年2月	墜落・転落	その他の建築工事業	私宅敷地内に併設された納屋において、当該納屋のスレート屋根上で、踏み抜き防止措置を講じぬまま当該スレート屋根の補強屋根葺きをしていたところ、当該スレート屋根を踏み抜き、死亡したものの。
	14時～15時	屋根、はり、もや、けた、合掌	1～9人	
4	令和6年10月	墜落・転落	その他の建築工事業	雑居ビル屋上に設置された階段室の屋根上に防水シート施行を行っていたところ、何らかの理由により高さ約1.5mの端部から地面に墜落して死亡したものの。
	16時～17時	屋根、はり、もや、けた、合掌	1～9人	
5	令和6年12月	はさまれ、巻き込まれ	その他の建設業－その他	自社の資材置場において、トラックを誘導していたところ、同僚の運転するドラグショベルの後退時にひかれ、死亡したものの。
	13時～14時	掘削用機械	1～9人	
6	令和6年12月	墜落・転落	その他の建築工事業	作業員2名で什器を持ちながら階段を上っていたところ、什器を持っていた被災者が体制を崩し、階段の手すりの隙間をすり抜け、高さ約4メートルの箇所から墜落し、死亡したものの。【日光監督署管内】
	8時～9時	階段、栈橋	1～9人	
7	令和7年2月	飛来、落下	木造家屋建築工事業	木造2階建て一般住宅解体工事現場において、バックホウを用いて家屋2部分の解体を行っていたところ、屋根部分からベニヤ板（縦90cm、横180cm、厚さ12cm）が落下し、付近で廃棄物の分別作業をしていた被災者の背中に直撃したものの。
	15時～16時	木材、竹材	1～9人	
8	令和7年6月	崩壊、倒壊	機械器具設置工事業	ケーブルクレーンの設置工事において、高さ6mの上部鉄塔付近で動滑車にワイヤーロープを取付ける準備作業をしていたところ、何らかの原因により当該鉄塔が倒れてきて、労働者に激突し、鉄塔に挟まれたものの。【日光監督署管内】
	9時～10時	クレーン	1～9人	
※1	番号1・・・所属会社：管内 番号2・・・元請会社：管内、所属会社：管外			番号6・・・元請会社：管外、所属会社：管外。 番号8・・・元請会社：管外、所属会社：管外。
※2	日光監督署管内建設業においては令和5年中にこの他に2件の労災外の死亡災害が発生している。 ①会社経営者が伐木作業中に伐倒木に激突されたもの。会社は管轄外。 ②一人親方が解体作業中に解体物に激突されたもの。元請会社も一人親方も管内。			